

墨田区社会福祉協議会のご案内

福祉のことならなんでもご相談ください

- 地域の活動を応援します
- ボランティア活動を応援します
- 在宅生活の応援をします
- 子育てを応援します
- 権利を守ります
- 自立した生活のお手伝いをします



社会福祉協議会とは



社会福祉協議会(略称:社協)は、社会福祉法にもとづき地域福祉を推進する民間の非営利団体です。地域に暮らす皆さんとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係機関などの参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「やさしい福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。



会員を募集しています

墨田区社協は区内すべての町会・自治会に「正会員」として加入していただいております。また、区内の個人、商店、事業所の皆さまから「賛助会員」として支えていただいております。

寄附金をお受けしています

寄附をすることも地域をよくする社会参加のひとつの方法です。ぜひご協力をお願いいたします。

*社協への会費・寄附は、所得税・法人税の控除が受けられます。

問合せ

経営担当

☎03-3614-3900

地域の活動を応援します



小地域福祉活動・ふれあいサロン

高齢の方や障害のある方、子育て中の方などを含め、地域の誰もが参加でき、みんなで支えあい・助けあう活動です。墨田区ではお互いが顔見知りである町会・自治会を範囲に活動が行われています。



小地域福祉活動

気になる人への戸別訪問や見守り・声かけ、家事援助活動を地域の実情に応じて行う支えあい活動です。

ふれあいサロン

地域の人が気軽に集まり交流したり、情報交換できる場を提供する活動です。



地域福祉プラットフォーム

地域福祉プラットフォームは、お子さんから高齢の方まで、どなたでも気軽に集い、世代間交流のできる地域の居場所であるとともに、地域におけるさまざまな困りごとにも相談いただける「交流と相談の場」です。

民生委員・児童委員や地域の福祉活動者、専門機関などの協力、連携のもとに、常駐している職員が地域の課題や住民の困りごとの相談に応じ、解決に向けた支援を行います。

また、令和3年4月から包括的支援体制整備事業として区からの委託事業となり、これまでの相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援をさらに強化し、取り組んでいます。



<共通>開所時間：午前11時～午後4時（祝日・年末年始休み）

・ **本所**【ところ】本所 1-13-4（本所地域プラザ BIG SHIP 1 階）

【と き】毎週月曜日・水曜日 *第3月曜日休み

・ **八広**【ところ】八広 5-18-23（八広はなみずき高齢者支援総合センター内ふれあい交流スペース）

【と き】毎週火曜日・木曜日

・ **京島**【ところ】京島 3-49-18（キラキラ茶家）

【と き】毎週火曜日・木曜日



おもちゃサロン

障害のあるお子さんも、地域のお子さんと一緒に楽しく遊べるサロンです。

おもちゃをたくさん用意しています。

<共通>開所時間：午前11時～午後4時（祝日・年末年始休み）

すみだおもちゃサロン

【と き】毎週金曜日

■ 障害のあるお子さん専用の時間

毎月第1金曜日 午後1時～3時半

毎月第3月曜日 午前10時～午後3時半

【ところ】すみだボランティアセンター（東向島2-17-14）

みどりおもちゃサロン

【と き】毎月第4水曜日

【ところ】みどりコミュニティセンター（緑3-7-3）



問合せ

地域福祉活動担当

☎03-3614-3900

ボランティア活動を応援します



すみだボランティアセンター

すみだボランティアセンターは、地域の皆さんが自分らしさを生かし、地域や社会のために活動することを応援しています。

ボランティア活動の 学習・体験の場を提供しています

- ▶ ボランティア入門講座
- ▶ 手話・点訳・音訳・要約筆記講習会
- ▶ 夏休みを利用した「夏！体験ボランティア」など

さまざまな団体の活動を支援しています

- ▶ ボランティアグループの運営の相談
- ▶ 学校のボランティア活動・福祉教育の支援
- ▶ 部屋や機材の貸出
- ▶ 企業の社会貢献活動の支援 など



ボランティア活動の情報提供、相談、活動先の紹介を行っています

ボランティア活動に関することならなんでもご相談ください。初めての方も大歓迎です。ボランティアセンターには、多くの施設・団体・個人からボランティアの依頼があります。また、さまざまな種類のボランティアグループが登録しています。あなたに合った活動を紹介します。

福祉車両「ハンディキャブ」の貸出

車いすを利用している方の外出の支援として貸出をしています。ハンディキャブの使用は無料ですが、燃料費はご負担いただきます。

また、この車を運転してくださるボランティアを募集しています。

杖の贈呈事業

区内在住で、満75歳以上の歩行が困難な方へ杖を無料で贈呈しています。

車いすの短期貸し出し

墨田区内在住の高齢の方、障害のある方、病気やけが等で車いすを一時的に必要とされる方に、無料で車いすを貸し出しています。(おおむね6か月以内)



問合せ

すみだボランティアセンター

☎03-3612-2940

すみだボランティアセンター分館

☎03-5608-2940

在宅生活の応援をします



すみだハート・ライン21事業

地域の皆さんにサービスの担い手「協力会員」になっていただき、日常生活で手助けを必要としている高齢の方や障害がある方、産前・産後の方などの「利用会員」に、家事援助を中心とした有料の在宅福祉サービスを提供しています。

サービス内容

家事援助(掃除、洗濯、買い物、食事の支度)、外出付き添い

サービス提供日時 毎日(土・日・祝日含む)午前7時～午後8時

利用料金 1時間 700～900円(曜日や時間帯による)
*ほかに年会費1,000円が必要です

謝礼金 1時間 800～1,000円

問合せ ☎03-5608-8102



ミニサポート事業

高齢の方や障害のある方の日常生活でのちょっとした困りごとを、地域の協力が員が訪問してお手伝いします。

サービス内容

電球・蛍光灯の交換、体調を崩した時の近所への買い物、小さな家具の移動など

*専門的な技術が必要としないもので、概ね30分以内で終了する
継続性のない軽易なもの

サービス提供日時 毎日(土・日・祝日含む)午前7時～午後8時

利用料金・謝礼金 30分間 400円

問合せ ☎03-5608-3246



子育てを応援します



すみだファミリー・サポート・センター事業

地域の皆さんに子育ての担い手「サポート会員」になっていただき、子育ての援助を受けたい方「ファミリー会員」とともに、地域で子育て活動を行っています。

サービス内容

保育園・学校などの送迎、保護者の外出時の預かり

*宿泊を伴う活動、病児・病後児を預かる活動はできません

サービス提供日時 毎日(土・日・祝日含む)

利用料金・謝礼金 1時間 800～1,000円(曜日や時間帯による)

問合せ ☎03-5608-2020



権利を守ります



すみだ福祉サービス権利擁護センター

福祉サービス利用援助

福祉サービス利用援助(地域福祉権利擁護事業)は、判断能力が十分ではない方に「福祉サービスの利用方法や手続きなどの相談」「日常生活に必要な預貯金の払戻し、公共料金等の支払い」「日頃使わない大切な書類の保管」をお手伝いします。



市民後見人の養成・支援

判断能力が十分ではない方の生活を支える担い手として、市民後見人の養成を行っています。地域の方を支えるボランティアとして、活動しませんか。

募集時期については、お問い合わせください。



法人後見事業

当センターは、社会福祉法人として後見人になることができます。法人として行うので、長期間の寄り添う支援ができます。なお、家庭裁判所がご本人の資力等を勘案して決定される後見人等の報酬をご負担いただきます。

すみだあんしんサービス事業

お元気なうちに契約し、「将来の不安に備えて、何かあった時の手続きからお亡くなりになった後のことまで」を3つのサポートで支援します。なお、契約支援料3万円のほか、利用料、預かり金が必要となります。利用には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

① 見守りサポート[サービスに応じた利用料のほか、預かり金50万円(入院費3か月分相当)]

定期的な訪問と電話でお元気かどうかを確認するサービスです。必要に応じて個別サービスや預金通帳などをお預かりする書類等預かりサービスを利用できます。

② 任意後見サポート[料金は収入や資産により異なります]

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ任意後見人を決めておきます。本サービスでは、墨田区社会福祉協議会が法人として任意後見人となり、財産管理や身の回りのことについてサポートします。

③ エンディングサポート[預かり金100万円(葬儀・埋葬、家財撤去、各種支払い費用等)]

終末期に自分の要望を伝える「医療に対する宣言書」の作成、葬儀や家財整理の仕方をあらかじめ決めておく「死後事務委任契約」、相続に関することを決める「遺言書」の作成を行います。

成年後見制度利用支援

成年後見制度に関する情報提供や相談、親族後見人の支援などを行っています。
成年後見制度のことでご不明な点がございましたら、ご相談ください。

弁護士による法律相談【要予約】

毎月第3木曜日 午後1時半～4時半（1日3組）

- ▶ 判断能力が十分ではない方とその関係者からの相談
- ▶ 福祉サービスを利用している方からの苦情に対する法律的な助言
- ▶ 親族後見人からの相談

福祉サービスに関する苦情受付

福祉サービス利用者の苦情を受け、必要に応じて弁護士などの専門家による「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」により、苦情解決へ向けて事業者との調整を行います。なお、介護保険に関する苦情は、相談窓口をご案内します。

問合せ

すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎03-5655-2940

自立した生活のお手伝いをします



資金の貸付や必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする事業です。

応急小口資金貸付事業

他からの借入が困難な世帯に対し、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした相談支援や貸付を行っています。

生活福祉資金貸付事業

他からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯および高齢者世帯に対し、低利で資金を貸し付けるとともに、必要な援助を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的としています。福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金といった貸付金の種類があります。収入の上限等、貸付金の種類によりさまざまな対象要件があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の親を対象に、資格取得を促進し、自立の促進を図るためにひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を行います。貸付金の種類によりさまざまな対象要件があります。

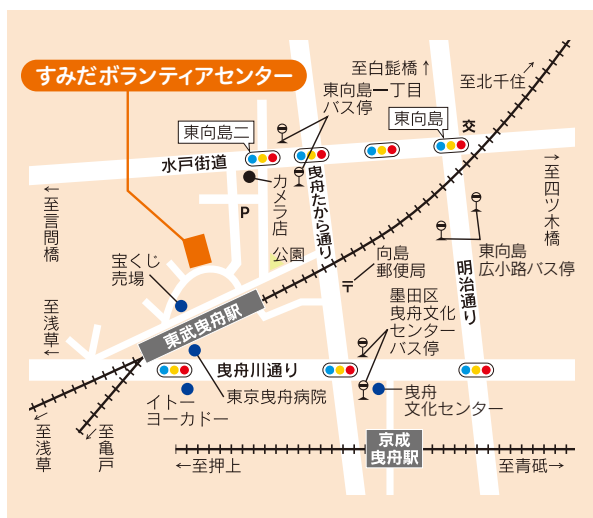
問合せ

福祉資金担当

☎03-3614-3902

すみだボランティアセンター

〒131-0032 墨田区東向島二丁目17番14号



1階 墨田区社会福祉協議会(代表電話)

☎ 03-3614-3900 / FAX 03-3610-0294

1階 すみだボランティアセンター

☎ 03-3612-2940 / FAX 03-3610-0294

2階 すみだ福祉サービス権利擁護センター

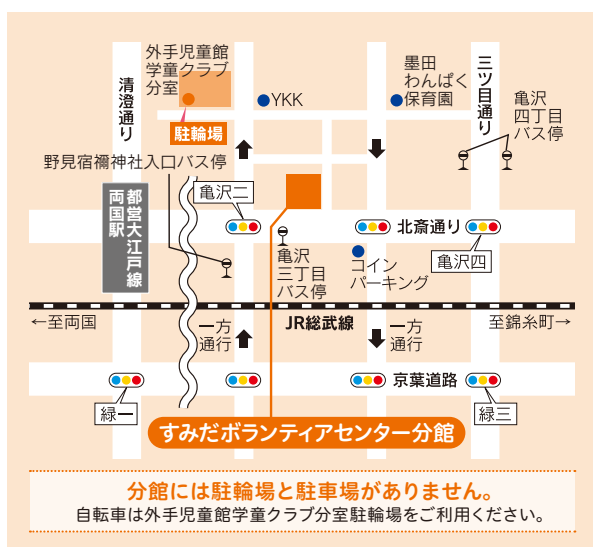
権利擁護担当 ☎ 03-5655-2940 / FAX 03-3612-2944

福祉資金担当 ☎ 03-3614-3902 / FAX 03-3612-2944

- 東武鉄道 (スカイツリーライン・亀戸線) 東武曳舟駅下車1分
- 京成電鉄(押上線) 京成曳舟駅下車5分
- 都バス(里22) 日暮里駅～亀戸駅前 東向島広小路下車6分
- 都バス(草39) 金町駅前～浅草寿町(上野松坂屋前) 東向島一丁目下車3分
- 都バス(錦40) 南千住駅東口～錦糸町駅前 墨田区曳舟文化センター前下車5分
- 墨田区内循環バス 西北部ルート 曳舟文化センター下車5分

すみだボランティアセンター分館

〒130-0014 墨田区亀沢三丁目20番11号 関根ビル4階



すみだボランティアセンター分館 事務局

☎ 03-5608-2940 / FAX 03-5608-2944

すみだハート・ライン21事業室

☎ 03-5608-8102 / FAX 03-5608-2944

すみだファミリー・サポート・センター

☎ 03-5608-2020 / FAX 03-5608-2944

ミニサポート事業

☎ 03-5608-3246 / FAX 03-5608-2944

- JR(総武線) 錦糸町駅下車12分
- 東京メトロ(半蔵門線) 錦糸町駅下車12分
- JR(総武線) 両国駅下車11分
- 都営地下鉄(大江戸線) 両国駅下車6分
- 都バス(業10) 新橋～とうきょうスカイツリー駅前 亀沢四丁目下車2分
- 墨田区内循環バス 南部ルート 亀沢三丁目下車1分 野見宿禰神社入口下車1分

分館には駐輪場と駐車場がありません。
自転車は外手児童館学童クラブ分室駐輪場をご利用ください。

福祉なんでも相談



「福祉に関する相談やサービスの担当窓口がわからない」「困りごとはあるけれど、どこへ相談すればいいかわからない」という方のため、お話を伺い、内容を整理し、解決の方法を一緒に考えます。また、関係する専門機関等を案内いたしますので、お気軽にご相談ください。

☎ 03-5655-2121



ホームページ

<https://www.sumida-shakyo.or.jp/>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/sumida.shakyo>



ユーチューブ

<https://www.youtube.com/channel/UCaVqUhiorCAZTMu4xmJAgxw>